

いじめ問題等再発防止に係る第三者委員会

第1次提言に係る「重点行動計画書」

赤穂市立御崎小学校

第1次緊急提言重点行動計画書

(赤穂市立御崎小) 学校

2 校長のリーダーシップ発揮に関すること

(2) 安心・安全宣言 重点5

項目	取組	切り口とその方法	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
① 児童生徒への宣言と緊急アピール	・児童への宣言とアピール	①切り口 児童アンケート等 ②方法 ■安心・安全宣言(赤穂東中学校区) 児童、保護者に対していじめや暴力を許さないことを宣言する。(12月) ■児童に対して 全校集会、3学期始業式で「いじめは絶対に許さない」ことを校長から児童に指導するとともに、各学級においても継続して指導する。(11月・1月) ■保護者・地域に対して いじめに対する学校の現状と方針を学校だよりで発信するとともに、児童の様子に少しでも変化が見られる時は速やかに学校に知らせ、学校と家庭が連携して早期対応ができるよう依頼する。(11月・12月・1月) ■児童アンケート、学校評価を通して 平素から、学級の中で安心して生活ができ、互いに認め合い支え合える支持的風土のある学級経営を行うとともに、児童アンケートや学校評価を行いその結果を絶えず検証して指導の改善に生かす。(毎学期末)		安心・安全宣言 		3学期始業式 			
② 保護者・地域への協力体制土台づくり	・学校だより等による保護者・地域への発信		全校集会 学級での指導 			学級での指導 			
③ 安心して「学習」できる条件設定	・児童アンケート、学校評価の実施		学校だより 	保護者・地域へ文書 	学校だより 				
			支持的風土のある学級経営 	児童アンケート 学校評価 		児童アンケート 学校評価 		支持的風土のある学級経営 	

第1次緊急提言重点行動計画書

2 校長のリーダーシップ発揮に関すること

(3) 教師力の向上をめざして **重点6**

項目	取組	切り口とその方法	11月	12月	1月	2月	3月	4月
①	教師力を高める実践研修	<p>①切り口 特別活動等の授業</p> <p>②方法</p> <p>■教職員に対して 安心して安全な学校環境づくりのため、特別活動等の授業を通して児童が自分たちで考え実行することで学校生活をよりよくしていくこととする自発的・自治的態度を養う。そのために、講師招聘による研修や、教師相互の授業参観による授業の批評を行うことにより授業力の向上を図る。(11月以降も継続)</p>	講師招聘研修 ↔	相互授業参観 ↔		相互授業参観 ↔		
②	若い教師へのサポートやフォロー体制の確立	<p>■若い教師へのサポート体制確立</p> <p>・管理職自らが率先して日常的に若い教師に声かけを行い、コミュニケーションをとることによって何でも話しやすく相談しやすい雰囲気をつくる。 (11月以降も継続)</p> <p>・ベテラン教師の中から、若手教員の相談にのったり指導助言をしたりする者を決め、サポートする体制づくりを行う。 (11月以降も継続)</p> <p>■校長の授業巡回 校長が1日2回(午前・午後)授業巡回をし、指導助言を行う。 (11月以降も継続)</p>	相談しやすい雰囲気づくり ↔			相談しやすい雰囲気づくり ↔		
				ベテラン教師による若手教師のサポート ↔				
			校長の授業巡回 ↔			校長の授業巡回 ↔		

第1次緊急提言重点行動計画書

3 教師力の充実に関すること

(1) 生徒指導を全校的な視点で実施する 重点7

項目	取組	切り口とその方法	11月	12月	1月	2月	3月	4月
① 学校組織をあげた取組	・ 生徒指導委員会、校内委員会での指導方針の共通理解	①切り口 職員の情報共有化 ②方法 ■ 生徒指導委員会 管理職、生徒指導担当、各学年代表教諭により毎月1回生徒指導委員会を開催し、児童の生活の様子から、特に全校で指導すべき事項について共通理解を図り、学校組織として取り組む。(毎月1回)	生徒指導委員会 ↔	生徒指導委員会 ↔	生徒指導委員会 ↔	生徒指導委員会 ↔	生徒指導委員会 ↔	
② 他の関係機関等との連携・活用	・ 赤穂特別支援学校等との連携	■ 校内委員会 特に配慮を要する児童に対して、学校全体でどう関わっていくかを協議し、赤穂特別支援学校等とも連携しながら講師招聘による研修を行う。(毎月1回)	校内委員会 ↔	赤穂特別支援学校より講師招聘 ↔	校内委員会 ↔	大阪体育大学より講師招聘 ↔	校内委員会 ↔	
③ 日常の情報交換と研修	・ 学年部会等における情報交換	■ 学年部会、学級経営報告会 各学年部会において平素から児童の様子について情報交換し、その中で指導が必要なものは全体で指導を行う。(随時) また、学期末には学級経営報告会を開催し、特に配慮を要する児童についての情報を共有する。(每学期末)	↔ 学年部会 ↔		学級経営報告会 ↔	↔ 学年部会 ↔		学級経営報告会 ↔

第1次緊急提言重点行動計画書

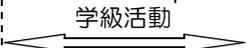
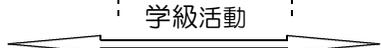
3 教師力の充実に関すること

(2) 生徒指導は管理強化や締め付けに頼るのではなく、児童生徒の気持ちの理解を基盤とする「開発的生徒指導」をめざす **重点8**

項目	取組	切り口とその方法	11月	12月	1月	2月	3月	4月
① 行動要因や背景を考えた指導と心に入る指導	・生徒指導委員会での指導方針の共通理解	<p>①切り口 児童・保護者の心に寄り添う</p> <p>②方法</p> <p>■生徒指導委員会 毎月1回開催する生徒指導委員会において、児童の問題の背景にあるものを考え、児童の心に入るような指導方針を共通理解し実践する。(毎月1回)</p>	生徒指導委員会 ⇔	生徒指導委員会 ⇔	生徒指導委員会 ⇔	生徒指導委員会 ⇔	生徒指導委員会 ⇔	生徒指導委員会 ⇔
② 保護者との協力・信頼関係づくり	・家庭との緊密な連携	<p>■家庭への緊密な連携 特に配慮を要する児童や欠席児童については、常に家庭と緊密に連携し、電話や家庭訪問を積極的に行う。また、特に問題がない場合も学校での児童のがんばりやよいところを電話や連絡帳等を通して家庭に知らせるよう心がける。(随時日常的に)</p>	家庭との緊密な連携 電話や家庭訪問 ⇔			家庭との緊密な連携 電話や家庭訪問 ⇔		
③ 学校カウンセリングの充実	・スクールカウンセラーの活用	<p>■スクールカウンセラーの活用 隣接する赤穂東中学校に派遣されているスクールカウンセラーを活用し、必要に応じて教育相談やカウンセリングを受ける。(随時)</p>	スクールカウンセラーの活用 ⇔			スクールカウンセラーの活用 ⇔		

3 教師力の充実に関すること

(3) 学級や学年の仲間づくりに取り組む **重点9**

項目	取組	切り口とその方法	11月	12月	1月	2月	3月	4月
① 児童生徒の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会活動の活性化 ・学級活動の活性化 	<p>①切り口 児童の自発的・自治的活動</p> <p>②方法</p> <p>■全校縦割り班(にこにこ班)活動 1年生から6年生までが縦割り班を編制し、毎週1回業間休みの時間に遊ぶ内容を話し合っ決めて。高学年は低学年の児童に配慮してやさしく接することで思いやりの心を養っていく。(11月以降も継続)</p> <p>■学級活動 学級生活がより豊かで楽しいものになるよう、児童が様々な議題を出して話し合い、決定し、実践する。このことにより児童の学級での所属感を深めるとともに、みんなで決めたことをやり遂げた成就感や達成感を味わわせる。(11月以降も継続)</p>	<p>全校縦割り班活動 (にこにこ班活動)</p> 			<p>全校縦割り班活動 (にこにこ班活動)</p> 		
			<p>学級活動</p> 			<p>学級活動</p> 		

第1次緊急提言重点行動計画書

4 児童生徒力と主体性の向上に関すること

(2) 「いじめ・暴力追放」憲章の制定と児童生徒大会の開催 重点10

項目	取組	切り口とその方法	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
① 「いじめ・暴力追放」のための「憲章」の制定と児童生徒の意識高揚	<ul style="list-style-type: none"> ・「御崎小あいことば」を基にした児童会活動の実践 	<p>①切り口 「御崎小あいことば」</p> <p>②方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「御崎小あいことば」の意識化 児童会が決定した「御崎小あいことば」を常に意識化させ、これをもとにして、いじめのない学校生活を送れるような児童会活動を行う。(11月以降も継続) 	<p>「御崎小あいことば」の意識化 (全校集会・各学級)</p>		<p>「御崎小あいことば」の意識化 (全校集会・各学級)</p>				
② 「いじめ・暴力追放」児童生徒大会の実施と各校の情報交換 (来年度1学期)	<ul style="list-style-type: none"> ・学級活動の実践 ・「いじめ・暴力追放」啓発ポスター作成 ・学校テーマソングの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ■学級の問題の議題化 学級内での問題を学級会で議題化し、児童自らがいじめや暴力のない学校生活を送ることができるようにする。(11月以降も継続) ■啓発ポスターの作成 「いじめ・暴力追放」ポスターを児童によって作成し、全校児童に対して啓発を行う。(3学期) ■学校テーマソングの作成 人権尊重の仲間づくりにつながる言葉を入れた歌を児童によって作成し、全校で歌うことで「御崎小あいことば」を意識した、いじめのない学校づくりをすすめる。 	<p>学級会での議題化</p>		<p>学級会での議題化</p>				
			<p>啓発ポスターの作成</p>		<p>啓発ポスターの作成</p>				
			<p>学校テーマソングの作成</p>		<p>学校テーマソングの作成</p>				

5 インターネット・リテラシー教育に関すること

A [ネット社会の健全な利用法とルール学習の実施]

(1) 利便性と危険性を学習させる **重点11**

項目	取組	切り口とその方法	11月	12月	1月	2月	3月	4月
① 児童生徒に「情報モラル教材」を活用した学習	・「情報モラル教材」による児童の学習	①切り口 利便性と危険性の資料 ②方法 ■教職員に対して インターネットの利便性と危険性についての資料をもとに研修を行う。(12月)		教職員の研修 ⇔				
② 保護者に「情報モラル教材」を活用した学習(不参加者への対応)	・「情報モラル教材」による教職員の学習 ・「情報モラル教材」による保護者の学習	■児童に対して 職員研修をもとに、インターネットの利便性と危険性について児童に対して授業を行う。(12~3月) ■保護者に対して 学年末の学級懇談会において、インターネットの利便性と危険性について学習の場をもつ。また、新1年生入学説明会においても同様の学習の場をもつ。(2月) ■赤穂東中学校区学習会 赤穂東中学校区7校園所PTA合同で情報モラルについての学習会を開催する。(12月)			児童の学習 ⇔		学級懇談会 ⇔ 新1年生入学説明会 ⇔	
				合同学習会 ⇔				

5 インターネット・リテラシー教育に関すること

B [保護者の役割認識と大人自身のマナー向上]

(1) ネット・リテラシー学習と子どもの利用状況の把握 **重点12**

項目	取組	切り口とその方法	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
① 保護者の役割認識とネット使用上の意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> 学校だよりによる保護者等への啓発 保護者向け啓発資料の作成 学級懇談会で学習 	<p>①切り口 学校だより、啓発資料</p> <p>②方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ■学校だよりによる啓発 学校だよりを通して、わが子のゲームやインターネット利用状況の把握と指導を依頼する。(12月) ■啓発資料の提供 保護者に対して、インターネット等によるトラブルの実例を示した資料を配付し、家庭での指導に役立てる。(1月) ■学級懇談会で学習 学年末の学級懇談会において、ネット・リテラシーの学習を行う。(2月) ■ノーテレビ・ノーゲームデー 各家庭で実施しているノーテレビ・ノーゲームデーの取組を継続する。(11月以降も継続) 		<p>学校だよりによる啓発</p> <p>⇔</p>		<p>啓発資料配付</p> <p>⇔</p>	<p>学級懇談会</p> <p>⇔</p>		<p>ノーテレビ・ノーゲームデーの取組</p> <p>—————</p>

